

上天草市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 (かよいの場への積極的な関与) 業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、上天草市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（かよいの場への積極的な関与）業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

上天草市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業
(かよいの場への積極的な関与) 業務

(2) 業務内容

別紙「上天草市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（かよいの場への積極的な関与）業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日まで

(4) 見積限度額

金3,750,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でない

こと。

- (4) 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (5) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がないこと。
- (7) 熊本県内に本社（本店）又は支社（支店）若しくは事業所がある法人であること。

5 本プロポーザルに係る実施要領等の配布

- (1) 配布期間
令和8年1月7日（水）から令和8年1月30日（金）まで
- (2) 配布場所
上天草市ホームページから直接資料のダウンロードを行うこと。ただし、これにより難しい場合は、次の場所にて資料を配布する。
熊本県上天草市松島町合津7915番地1
上天草市役所健康福祉部健康づくり推進課（以下「主管課」という。）
※午前8時30分から午後5時までとする。（閉庁日を除く。）
- (3) 配布資料
 - ア 上天草市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（かよいの場への積極的な関与）業務公募型プロポーザル実施要領
 - イ 上天草市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（かよいの場への積極的な関与）業務委託仕様書
 - ウ 質問書（様式第1号）
 - エ 参加表明書（様式第2号）
 - オ 会社概要（様式第3号）
 - カ 類似業務実績調書（様式第4号）
 - キ 企画提案書（様式第6号）
 - ク 見積書（様式第7号）
 - ケ 辞退届（様式第9号）

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類

質問書（様式第1号）

（2） 提出期限

令和8年1月16日（金） 午後5時（必着）

（3） 提出先

主管課

（4） 提出方法

質問書は、電子メールで提出すること。

なお、電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。

（電子メールアドレス：kenkou_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp）

※ 上記電子メールアドレスについては、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。

※ 件名は、「上天草市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実事業（かよいの場への積極的な関与）業務（事業者名）」とするこ

（5） 質問内容

質問は原則として、本業務委託に係る条件又は応募手続に係る事項に限るものとする。

（6） 回答方法

質問に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和8年1月20日（火）までに、上天草市ホームページに掲載する。

※ 回答内容について、不特定多数の者が閲覧することに支障がある場合は、全参加者に電子メール等により回答する。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、（1）及び（2）に掲げる書類を（3）の期限までに提出すること。

（1） 提出書類

参加表明書（様式第2号）

（2） 添付書類

ア 会社概要（様式第3号）

イ 類似業務実績調書（様式第4号）

※過去の類似業務実績について記載すること。

ウ 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

エ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書、直近2か年分）

オ 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がない証明書（3か月以内

に発行されたもの。写し可。)

※ウからオまでの書類は、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱又は上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約等に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱の規定に基づき、入札参加資格の審査を受けている者については、提出の必要はない。

(3) 提出期限

令和8年1月30日（金） 午後5時（必着）

(4) 提出先

主管課

(5) 提出方法

提出資料は、電子メール又は持参（郵送可）により提出すること。

電子メールの場合は、記6（4）の電子メールアドレスへPDF形式のファイルを添付して送信すること。また、持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。

郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（かよいの場への積極的な関与）業務（参加表明）」と朱書きの上、送付すること。

なお、郵便書留以外で送付された参加表明書等の未到着の責任は、市は一切の責任を負わない。

8 企画提案書等の提出

記7（1）の参加表明書を提出した者で参加資格があると認められたものは、（1）に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類（原則A4版、長編綴じ印刷）

ア 企画提案書（様式第6号）

イ 業務に対する企画提案（任意様式）

（ア） 企画提案を行うに当たり、次の内容を含む提案すること。

　a 業務実施の考え方及び取組方針

　b 基本仕様

ウ 業務の実施計画（任意様式）

　業務スケジュールを具体的に記載すること。

エ 業務の実施体制（任意様式）

　予定する責任者及び担当者の氏名を明記するとともに、実施体制、人員、役割分担間の連携等について具体的に記載すること。

オ 見積書（様式第7号）

(2) 提出期限

令和8年2月12日（木） 午後5時（必着）

（3） 提出先

主管課

（4） 提出方法

提出資料は、紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（かよいの場への積極的な関与）業務（企画提案）」と朱書きの上、送付すること。

なお、郵便書留以外で送付された参加表明書等の未到着の責任は、市は一切の責任を負わない。

（5） 提出部数

紙媒体による提出物 7部

電子媒体による提出物 1部

9 審査方法

本プロポーザルの審査は、別に設置する「上天草市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（かよいの場への積極的な関与）業務受託候補者選定審査会」（以下「審査会」という。）において、企画提案書等の書類を審査し、プレゼンテーションを聴講して、企画提案を総合的に審査の上、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

（1） プrezentation

企画提案書等を提出した者（以下「企画提案者」という。）は、提出された企画提案書の内容について、審査会に対し、プレゼンテーションを行うこと。

ア 期日 令和8年2月20日（金）予定

イ 場所 上天草市役所松島庁舎内

※ 日時等の詳細については、個別に連絡する。

※ 企画提案者が1者のみであった場合も、審査会において妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。

※ 本プロポーザルの審査に係る時間は、企画提案者のプレゼンテーションを上限20分間とし、その後、質疑時間を10分程度設けることとする。

（2） 審査項目及び審査基準

別表「評価基準」のとおり

1.0 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後、上天草市ホームページ上で受託候補者について公表する。また、企画提案者に電子メールにて通知する。

1.1 スケジュール

本業務に係るスケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和8年1月 7日 (水)
質問書の提出期限	令和8年1月16日 (金)
質問書の回答	令和8年1月20日 (火)
参加表明書等の提出期限	令和8年1月30日 (金)
企画提案書等の提出期限	令和8年2月12日 (木)
企画提案書の審査	令和8年2月20日 (金) 予定
審査結果通知	令和8年2月24日 (火)
契約予定日	令和8年3月下旬

1.2 企画提案者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、その企画提案者を失格とする。

- (1) 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 審査会に参加しなかったとき。
 - イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
 - ウ 公平な審査を阻害する行為があったとき。
- (2) 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期間が示された要件に適合しないとき。
 - イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ウ 見積額が見積限度額の範囲を超過したとき。

1.3 契約手続

審査の結果、受託候補者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議をし、上天草市（以下「市」という。）が決定した予定価格の範囲内で市と契約手続を行うこととする。

1.4 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成したものに帰属するものとするが、市が受託候補者の選定に必要な範囲において

て、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (3) 企画提案者による提案の数は1提案とし、提出書類の返却はしないものとする。
- (4) 本プロポーザルに係る費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (5) 採用された企画等に係る著作権その他一切の権利は、市が有することとする。
- (6) 企画提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (7) 提出された企画提案書等について、開示請求があった場合は、上天草市情報公開条例（平成17年上天草市条例第3号）の規定に基づき開示する場合がある。
ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。
- (8) 参加表明書及び企画提案書を提出した後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式第9号）を提出すること。

1.5 問合せ先

〒861-6192

熊本県上天草市松島町合津7915番地1

上天草市健康福祉部健康づくり推進課（担当：松本、山内）

電話 0969-28-3356（直通）

ファクシミリ 0969-56-3307

電子メールアドレス kenkou_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ 上記電子メールアドレスについては、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。

別表

評価基準

○審査項目

分類	評価項目	評価の視点	配点
事業者評価	実施体制	業務運営の組織体制・人的配置は適正であるか。	5
	業務執行力	高齢者の保健事業や介護予防事業に関する業務実績があり、本業務で必要な知見・専門的知識を有しているか。	10
	安全管理能力	個人情報に対する方針が規定されており、事業実施におけるセキュリティリスクについて対応策が設定されているか。また、安全に情報の受け渡しができる体制が整備されているか。	10
	危機管理能力	トラブル・事故発生時における管理体制が十分に構築されているか。	10
	事業実績	類似する事業について、これまで複数の自治体と契約し、実績が豊富であるか。	10
提案内容評価	具体性及び実現性	事業の目的に沿った具体性及び実現性のある提案がなされているか。	15
	業務の理解度	本市の特性・課題を踏まえ、健康づくり及び介護予防に効果的な提案がなされているか。	10
	対象者への意識付け	高齢者に対して、健康意識を向上させ、セルフケアを継続できる取組となっているか。	10
	参加者への周知方法	十分な参加者が見込まれる提案がなされているか。	10
	分析・改善能力	事業効果の分析を行い、改善策を検討・実行しながら事業を実施していくことができるか。	10
評価点合計			100

○評価方法

- 評価は、上天草市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（かよいの場への積極的な関与）業務受託候補者選定審査会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類並びにプレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- 委員1人あたり100点とし、審査会へ出席した委員が採点した点数の合

計が最も高い者を受託候補者とする。

なお、委員の評価に係る合計点の6割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者として決定する。

- 4 総得点が同一の場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 分類「提案内容評価」の点数が高い者を受託候補者とする。
 - (2) (1) も同点の場合は、評価項目のうち「具体性及び実現性」の点数が高い者を受託候補者とする。
- 5 最低基準点以上の者がいないかった場合は、受託候補者の決定は行わない。